

第 7 回前橋市歴史的風致維持向上協議会 説明資料

- 1 前回の協議会からの経緯
- 2 今後の予定
- 3 パブリックコメントの結果
- 4 計画書の変更点

1 前回の協議会からの経緯

R4.3.25	第 5 回歴史的風致維持向上協議会
4.22	前橋市議会（建設水道常任委員会）への経過報告（計画書のアウトライン）
4.25	三省庁現地視察
5.10	第 6 回三省庁協議（書面）
5.25	庁議での報告（計画書案とパブコメ予告）
5.27	都市計画審議会にて報告
6.1	景観審議会にて報告
6.16	国交省との Web 会議
6.20	計画案に対するパブリックコメントの募集（～7.19）
6.27	第 6 回歴史的風致維持向上協議会（書面開催 ～7.28）
7.1	文化財調査委員会議にて報告
7.3	市民向け歴史まちづくり計画策定状況報告会（@臨江閣）
8.19	第 7 回歴史的風致維持向上協議会（本日）

網掛けでいただいた意見について、一部反映した内容を、今回の協議会で報告する。

2 今後の予定

- (1) 8 月下旬
「仮セット」…三省庁の最終確認
- (2) 9 月下旬～10 月上旬
国への本申請
- (3) 本年 12 月まで
国からの認定
- (4) 年明け
認定式（他団体との兼ね合い）

3 パブリックコメントの結果

(1) 意見募集期間

令和4年6月20日（月）から令和4年7月19日（火）まで

(2) 意見提出状況

- ア 意見提出者数：3人
- イ 意見提出件数：8件
- ウ 意見の内訳

No.	項目	件数（件）
①	計画書に関する意見	3
②	前橋の歴史に関する意見	3
③	具体的事業に関する意見	2
合 計		8

(3) 今後のスケジュール

- ア 8月23日（火） 建設水道常任委員会で報告
- イ 8月下旬までに、市HP、各市民サービスセンター等で公表

① 計画書に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	良くまとめられているが、誰に読んでもらうことを想定しているのかわかりにくい。行政資料にとどまるのか、広く一般の方が読むことを対象にしているのか。	本編は、法が規定する項目を網羅するため分量が多く、行政資料の扱いとなりますが、概要版は図表を多く用いて分かりやすい形に編集してありますので、多くの方々に読んでいただきたいと考えています。
2	今回の計画内容をより多くの人を知ることができるよう、広報まえばしだけでなく、より多くの媒体で周知していくことが「前橋の誇り」を取り戻す大きなチャンスだと思う。	計画策定後には、本編・概要版の配布はもとより、ホームページやフェイスブックなどで周知するほか、歴史まちづくりシンポジウムなどの機会を設けて、広く発信してまいります。
3	計画書に記載されている歴史的建造物について、地理的な感覚がつかめるような記述があると興味が深まる。神社仏閣であれば住所を記載しても大丈夫ではないか。	本計画書では、建造物については町名まで記載するルールとなっております。詳細な所在地については、各所が発行する観光マップ・ガイドマップなどに掲載していただけるよう、調整を図ってまいります。

② 前橋の歴史に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	第2章に安井与左衛門の記載がなく残念だ。前橋に骨をうずめる覚悟で開墾に尽力され、石高を上げた方である。	第2章は、法が規定する歴史的風致の定義に合致する項目しか記載することができませんので、本市の通史をまとめた第1章の「3 歴史的環境」の中に、安井与左衛門に関する記述があります。
2	焼きまんじゅうの記述箇所で宮内文作の名前が出てきたのは驚きであった。長昌寺、宮内文作の墓、日本キリスト教団前橋教会に加えて、片原饅頭も関連していることが分かった。	宮内文作は、本市の社会福祉の歴史上、重要な人物の一人です。本計画書では「片原饅頭の発案者」の側面から記述いたしました。
3	前橋は、中世から近世は利根川の治水の歴史、近代は蚕糸の歴史であることがよく理解できた。自分の先祖が大和守松平氏の家臣として前橋に移住したことや、弟がグンゼに就職したことも何かの縁であると感じる。	本市の歴史を身近なものに感じていただくことは、多くの方々に歴史まちづくりに参画していただく第一歩となります。これからもぜひ、本市の歴史に対する興味を深めていただければ幸いです。

③ 具体的事業に関する意見

No.	パブリックコメントによる意見	左の意見に対する市の考え方
1	駅前に観光案内の地図があるが、龍海院の「酒井家墓所」の案内もほしい。こうしたことを通じて、子供たちに郷土愛を持たせることが重要と考える。	酒井氏歴代墓地については、第6章の中で具体的事業として位置付けており、その希少性や歴史性について再度の価値付けを行う中で、墓地の周知・発信方法についても検討してまいります。
2	平和資料館が市民文化会館に設置されると聞いているが、前橋の歴史資料館を考えるべき。	歴史資料館を要望する声は、かねてより多く寄せられていたため、本計画書では、第6章の「前橋公園内歴史的拠点創出事業」において、歴史資料館機能を柱とする拠点の創出を検討してまいります。

4 計画書の変更点（第6回協議会(書面)でのご指摘への対応）

☆資料では、主な変更点について掲載しており、皆様からいただいたご指摘について、すべてを取り上げることはしておりません。

☆今回取り上げていないご指摘でも、計画書に反映させていただいたものもあります。おいそがしい中、ご意見をいただき、ありがとうございました。

(1) 全体を通して

①危機の捉え方について（序章P3等）

これまで、本市が直面してきた危機について、現在「第4の危機」としてきたものについて、昭和恐慌を危機の1つと捉え直し、現在「第5の危機」に直面しているものと変更する。

【変更前】



【変更後】



②図面、画像等について（全章）

図面等について、主要な施設や道路についての記述が足りていないとの指摘をいただいたため、修正する。

なお、印刷業者において、時間を要するとのことであり、現時点でお示しすることはできないが、最終版に反映する予定。

また、人物についても、最終版には掲載ができるよう調整を行っている。

③文化財等について（P49～）

「前橋市の文化財の特色」の項を新たに設け、養蚕、製糸、行政、交通、城址、自然（名称）、等に分類して提示し、何時代の文化財が多いのか等を記すべき、との指摘があったが、文化財保護課において、記述を予定している。

また、国史跡に総社の史跡等の記述がないとの指摘があったため、総社二子山古墳と山王廃寺跡を追加する。

④「養蚕住宅」の表現について (P4、P121、P143～など)

建築史では「養蚕住宅」という用語は使用せず、「養蚕農家（主屋兼蚕室）」又は「養蚕農家建築（主屋兼蚕室）」と表現するのが一般的、との指摘をいただいたため、全体的に「養蚕農家建築（主屋兼蚕室）」の表現に統一することとした。

⑤将来都市像「温故創新」のロゴについて (P196、P243)

市秘書広報課の協力により、右のロゴが完成したため、今後、積極的に使用していきたい。



(2) 歴史的風致について

①歴史的風致を構成する建造物のキャプションについて (P66～など)

例えば、〇〇神社の「石灯籠」や△△神社の「社殿」という表現ではなく、〇〇神社、△△神社とした方がよいのではとの指摘をいただいたが、国からの指摘により、建造物は本体について、50年未満または客観的資料がないものは、鳥居や石灯籠等の築年が分かる附属物をタイトルとするよう指示があったため、文中にあるような表現となっている。

②総社の特徴に係る記述について (P123、P128)

総社が国土構造的に見て、本州中央部で太平洋側と日本海側を結節する重要な地理的条件を持つことで、上野国の中心となることを示し (P123)、また、P128の図の説明として、「城地を囲むように佐渡奉行街道に町家を配し、宿場町が形成された。現在も旧佐渡奉行街道沿いに規則正しい短冊形町割りがみられる。」との説明を付すべきとの指摘をいただいたため、指摘のとおり記述を追加した。

③「赤城山信仰」と「上泉伊勢守顕彰活動」の歴史的風致について (P166、P178)

国からの指摘により、歴史的風致の情景が浮かぶような記述にして欲しいとのことであったため、それぞれ「(4) まとめ」の冒頭に、以下の記述を追加した。

【赤城山信仰】

三夜沢赤城神社から二宮赤城神社まで神輿が行き来する「御神幸」や、赤城の峰々に梵天を祀って巡る大洞赤城神社の「山開き」などは、広範囲に及ぶ（移動距離の長い）祭礼行事であるにも関わらず、山麓の住民や氏子らによって絶えることなく続けられている。また、里村の産泰神社や月田近戸神社で受け継がれる「太々神楽」や「ささら（獅子舞）」は、近隣住民が日頃から衣装や関連する建造物の保全を担い、祭礼当日は庭先に注連縄や旗竿を飾って盛り上げるなど、集落を挙げての年中行事となっている。これらは、赤城の山頂からふもとにかけて、今も赤城山への信仰が大切にされていることを示しており、赤城山信仰に由来する良好な歴史的風致が形成されているといえる。

一方、赤城神社は…

【上泉伊勢守】

上毛電鉄中央前橋駅から電車に乗って10分ほど、沿線に「上泉伊勢守 生誕の里」の看板が目につきはじめて間もなく上泉駅に到着する。駅を降り、目の前の諏訪神社を出発した獅子舞の後を追って北上すると、2つの河川に囲まれた古風で落ち着いた雰囲気集落が見えてくる。一行は、あちらこちらに「上泉伊勢守」の看板が立つ西林寺の南通りを東に進み、

やがて坂道を登って城跡と思しき高台に隣接する町の集会所敷地へと入っていく。そこでは、凜と立つ武士の銅像と「流祖生誕の地」と刻まれた石碑を背に、古流剣術の気迫あふれる演武が繰り広げられている。

これが、新陰流流祖祭当日の光景である。流祖祭そのものはまだ始まって間もないが、古くから地元で継承されてきた獅子舞や、顕彰会による各種の環境整備、柳生家との長年にわたる交流が下地となって、「剣聖のふるさと」の風情や趣を直接体感できる貴重な機会となっている。

伊勢守の功績は…

(3) 事業について

①事業の統合について (P251)

協議会第4回目までの資料にあった、「山車修理支援事業」については、1-5「民俗芸能・祭礼行事等支援事業」に統合した。

②1-7「歴史的建造物移築・復元検討事業」について (P252)

「将来的な移築や復元につなげる」について、「移築や復元の是非を検討する」とすべきとの指摘をいただいたため、「移築・復元の是非を含め、将来的なあり方を模索する。」と表現を変更した。

(4) 歴史的風致形成建造物について

①一般公開要件について (P265)

指定基準の一般公開要件を外せないか、といった指摘があった。一般公開については、法の要件ではないが、対象建造物の改修等に対し、国の交付金を得る上で必須の要件となるため、指定の要件としている。

ただし、一般公開の範囲については幅が認められており、ある程度、柔軟な対応ができることが分かっている。

②旧山賀酒造煉瓦倉庫について (P133、P269)

倉庫の存在を何らかの形で示したり、「保存のあり方を検討したい」のような文言は入れられないか、との指摘をいただいたが、諸般の事情により、掲載を断念した。

③総社山王の養蚕農家について (P144、P270)

製本時に「掲載検討中」であった、総社山王地区の養蚕住宅（1件）について、掲載許諾が得られたため、掲載することとした。